

# 茨城県報 第5937号

昭和46年8月9日

月 曜 日

(明治35年3月17日)  
第三種郵便物認可

## 目 次

規 則	ページ
●茨城県職場適応訓練委託規則の一部改正(職業安定課).....	1
●茨城県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部改正(農地管理課).....	2
告 示	
●魚市場の開設期間の更新の許可(漁政課).....	3
●道路の区域変更(道路維持課).....	4
●道路の供用開始(〃).....	5
●道路の供用廃止(〃).....	5
●下館都市計画公園事業の認可(計画第一課).....	5
●深芝土地改良区役員の就退任(2件)(鹿島土地改良事務所).....	6
●鱈川土地改良区役員の就退任(〃).....	7
●真壁中部土地改良区役員の就退任(下館土地改良事務所).....	8
(鹿島臨海工業地帯開発組合)	
●昭和46年度補正予算要領.....	10
公 告	
●米飯提供業者の登録(農業経済課).....	11
●小売販売業者甲及びとう精業者の臨時登録(〃).....	11
●開発行為の工事完了(2件)(建築住宅課).....	11
辞 令	
●渡辺弘文ほか.....	12
正 誤	
●昭和46年7月8日付茨城県報号外中.....	12

## 規 則

### 茨城県規則第51号

茨城県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和46年8月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

#### 茨城県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

茨城県職場適応訓練委託規則(昭和38年茨城県規則第65号)の一部を次のように改正する。

第2条中「離農転職者及び60歳以上65歳未満の者であつて、公共職業安定所長の紹介により別表に定める職種に継続して使用される労働者として雇用されたもの(作業環境に適応することを容易にする訓練を行なわなければ雇用されることが困難であると公共職業安定所長が認める者に限

る。以下「高年齢者」という。)」を「及び離農転職者」に改める。

第3条第5号中「雇用し、又は引き続き」を削る。

第6条第1項中「(高年齢者を対象とする職場適応訓練については前条の申込書)」を削る。

第10条第2項を次のように改める。

- 2 前項の職場適応訓練費は、月額をもつて定め、職場適応訓練生1人につき月額6,800円とし、60歳以上65歳未満の職場適応訓練生について別表に掲げる職種に係る職場適応訓練を行なう場合には、当該職場適応訓練生1人につき月額8,000円とする。ただし、職場適応訓練を行なうべき日数(当該月の暦日数から、日曜日、国民の祝日及びその事業所が定める休日の合計日数を差し引いた日数)に満たない場合又は職場適応訓練が月の途中で開始若しくは終了した場合は、1月を25日とした日割計算による職場適応訓練が行なわれた日数分(25日を超えたときは25日分)の金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。

第11条第1項中「(高年齢者を除く)」を削る。

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

#### 茨城県規則第52号

茨城県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和46年8月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

#### 茨城県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の

#### 一部を改正する規則

茨城県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則(昭和28年茨城県規則第41号)の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条中「第1条」を「前条」に改め、同条を第2条とし、第4条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号

第 号  
年 月 日

何々土地改良区理事長 何 某 殿

被徴収者 何 某 殿

茨 城 県 知 事

土地改良事業分担金決定通知書

何々地区 年度土地改良事業分担金を下記のとおり決定したから通知します。

なお、上記分担金は、別に発する納入通知書により指定期日までに納入して下さい。

おつて、分担金一時払承諾書又は、分担金分割払申請書を 年 月 日までに提出して下さい。

記

一 金 円 也

付 則

この規則は、分布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第825号

茨城県魚市場条例(昭和38年茨城県条例第31号)第9条ただし書の規定により、魚市場の開設期間の更新を次のとおり許可した。

昭和46年8月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 許 可 申 請 者

茨城県下妻市大字下妻乙1259番地

魚音水産株式会社

代表取締役 小 菅 音 一

2 許 可 番 号

昭和46年7月29日

漁指令第141号

3 魚市場の名称及び所在地

魚音水産株式会社下妻魚市場

茨城県下妻市大字下妻乙1259番地

4 許 可 期 間

昭和46年8月1日から昭和51年7月31日まで

茨城県告示第826号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和46年8月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和46年8月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 道路の種類 県 道

2 路 線 名 西関宿栗橋線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡五霞村大字川妻字宿比 56-2番から	旧	メートル 最 大 4.5 最 小 3.0	メートル 468.5	
		新	最 大 33.0 最 小 6.5	468.5

1 道路の種類 県 道

2 路 線 名 猿島水海道線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡猿島町大字逆井字馬橋 2223番から	旧	メートル 最 大 15.0 最 小 4.5	メートル 360	
		新	最 大 20.0 最 小 7.0	360

1 道路の種類 県 道

2 路 線 名 赤浜上大島真壁線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡明野町大字東石田 字堂ノ下1185-2番から	旧	メートル 最 大 12.0 最 小 4.0	メートル 667.0	
		新	最 大 35.0 最 小 9.0	659.6

茨城県告示第827号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和46年8月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和46年8月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 西関宿栗橋線
- 2 供用開始の区間 猿島郡五霞村大字川妻字宿比56-2番から  
猿島郡五霞村大字川妻字西裏2106番まで
- 3 供用開始の期日 昭和46年8月9日

- 
- 1 路 線 名 県道 猿島水海道線
  - 2 供用開始の区間 猿島郡猿島町大字逆井字馬橋2223番から  
猿島郡猿島町大字逆井字大砂5479番まで
  - 3 供用開始の期日 昭和46年8月9日

- 
- 1 路 線 名 県道 赤浜上大島真壁線
  - 2 供用開始の区間 真壁郡明野町大字東石田字堂ノ下1185-2番から  
筑波郡筑波町大字上大島字館ノ内1273-1番まで
  - 3 供用開始の期日 昭和46年8月9日

茨城県告示第828号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように廃止する。  
その関係図面は、昭和46年8月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和46年8月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 赤浜上大島真壁線
- 2 供用廃止の区間 真壁郡明野町大字東石田字鏡田564番から  
筑波郡筑波町大字上大島字西田1319番まで
- 3 供用廃止の期日 昭和46年8月9日

茨城県告示第829号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、  
同法第62条第1項の規定により、次のように告示する。

昭和46年8月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 施行者の名称 下館市  
 2 都市計画事業の種類及び名称  
 下館都市計画公園事業, 2, 2, 3南町第4児童公園  
 3 事業施行期間 昭和46年8月9日から昭47年3月31日まで  
 4 事業地 下館市大字二木成字西の内

茨城県告示第830号

鹿島郡神栖町大字深芝に事務所をおく深芝土地改良区から, 次のとおり役員が退任及び就任した旨届け出があつたので, 土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和46年8月9日

茨城県鹿島土地改良事務所長 岡野健次

1 退任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡神栖町大字深芝2572	理 事	正 木 正 雄	
〃 〃 〃 2554	〃	野 口 吉 衛	
〃 〃 〃 2903の1	〃	山 中 正 壮	
〃 〃 〃 2574	〃	野 口 一 男	
〃 〃 〃 2512	〃	正 木 淳 一	
〃 〃 〃 2932の1	〃	野 口 武 雄	
〃 〃 〃 2608	〃	吉 岡 晋	
〃 〃 〃 2541	〃	徳永 茂左エ門	
〃 〃 〃 2518	〃	野 口 一 郎	
〃 〃 〃 3313	〃	佐々木 弥太郎	

2 就任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡神栖町大字深芝2572	理 事	正 木 正 雄	理 事 長
〃 〃 〃 2574	〃	野 口 一 男	会 計
〃 〃 〃 2932の1	〃	野 口 武 雄	
〃 〃 〃 2903の1	〃	山 中 正 壮	
〃 〃 〃 2512	〃	正 木 淳 一	
〃 〃 〃 2608	〃	吉 岡 晋	
〃 〃 〃 2578	〃	野 口 一 郎	
〃 〃 〃 2541	〃	徳永 茂左衛門	
〃 〃 〃 2507	〃	池 田 要 平	
〃 〃 〃 2602の1	〃	加 藤 徳 衛	

茨城県告示第831号

鹿島郡神栖町大字深芝に事務所をおく深芝土地改良区から, 次のとおり役員が退任及び就任した旨届け出があつたので, 土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和46年8月9日

茨城県鹿島土地改良事務所長 岡野健次

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡神栖町大字深芝2598	監 事	早 見 勇	総括監事
“ “ 大字平泉外 12入会388の13	“	大 竹 政 雄	
“ “ 大字深芝2894	“	野 口 佐 市	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡神栖町大字深芝2598	監 事	早 見 勇	総括監事
“ “ 大字平泉外 12入会388の13	“	大 竹 政 雄	
“ “ 大字深芝2894	“	野 口 佐 市	

茨城県告示第832号

鹿島郡鹿島町大字鰐川に事務所をおく鰐川土地改良区ので、次のとおり役員が退任及び就任した旨届け出があつたから、土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和46年8月9日

茨城県鹿島土地改良事務所長 岡 野 健 次

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡鹿島町大字鰐川413	理 事	大久保 忠 三	理 事 長
“ 神栖町大字下幡木877～2	“	石 津 清兵衛	副 理 事 長
“ “ 大字深芝931	“	額 賀 俊 夫	“
“ 鹿島町大字泉川1485～1	“	大 川 勇 治	会 計
“ “ 大字鰐川419	“	飯 塚 利 雄	
“ “ “ 438	“	橋 本 甚 吾	
“ 神栖町 “ 782	“	人 見 隆	
“ “ “ 758	“	坂 武 男	
“ “ “ 150	“	長 田 和三郎	
“ 鹿島町大字谷原539～1	“	野 口 博	
“ 神栖町大字下幡木600	“	高 塚 弘	
“ “ 大字平泉1672	“	野 口 勝 衛	
“ “ 大字奥野谷5637～2	“	大 内 清次郎	
“ “ 大字深芝3270	“	小 林 武 雄	
“ “ “ 3654	“	野 口 一二三	
“ “ 大字平泉外 12入会324～6	“	熱 田 強 一	
“ 鹿島町大字平井1～7	“	中 村 源 雄	
“ “ 大字泉川1687	“	水 野 武 雄	
“ “ 大字下埜645	“	内 田 徹	
“ “ 大字栗生2827	“	給 前 光 男	
“ 神栖町大字下幡868	監 事	沼 田 松 次	総括監事
“ “ 大字深芝3244	“	末 広 正	

鹿島郡鹿島町大字谷原510 監 事 野 口 嘉 一

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡鹿島町大字鰐川413	理 事	大久保 忠 三	理 事 長
〃 神栖町大字下幡木873の4	〃	高 田 英 男	副 理 事 長
〃 〃 大字平泉外12入会217	〃	丸 山 利 夫	〃
〃 鹿島町大字泉川1485の1	〃	大 川 勇 治	会 計
〃 〃 大字鰐川438	〃	橋 本 甚 吾	
〃 〃 〃 419	〃	飯 塚 利 雄	
〃 〃 大字谷原213	〃	野 口 昭 次	
〃 〃 大字下塙645	〃	内 田 徹	
〃 〃 大字栗生2966の10	〃	飯 田 金 太 郎	
〃 〃 大字平井447	〃	実 川 旭	
〃 〃 大字泉川1767の1	〃	高 安 勝 次	
〃 神栖町大字知手90の6	〃	野 口 一 二 三	
〃 〃 大字鰐川774	〃	木 内 市 之 助	
〃 〃 〃 761	〃	根 本 勇	
〃 〃 〃 204	〃	内 野 正 一	
〃 〃 大字下幡木830の2	〃	古 德 晁	
〃 〃 大字平泉2630の1	〃	池 田 邦 久	
〃 〃 大字平泉外 12入会368の10	〃	石 井 昭 二	
〃 〃 大字深芝2514	〃	宮 川 忍	
〃 〃 大字奥野谷6225の219	〃	平 塚 友 吉	
〃 鹿島町大字谷原260の2	監 事	野 口 利 衛	総 括 監 事
〃 神栖町大字知手90の1	〃	杉 山 耕 作	
〃 〃 大字下幡木740	〃	立 花 鉄 二	

茨城県告示第833号

真壁郡真壁町役場内に事務所をおく、真壁中部土地改良区から、次のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたので、土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和46年8月9日

茨城県下館土地改良事務所長 銭 谷 守 雄

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
真壁郡真壁町大字山尾123	理 事	稲 葉 一 郎	理 事 長
〃 〃 大字飯塚32	〃	猪 尾 善 一	副 理 事 長
〃 〃 大字源法寺417	〃	沼 口 三 郎	
〃 〃 大字伊佐々124の1	〃	細 谷 藤 治	
〃 〃 大字塙世919	〃	塚 原 通 好	
〃 〃 大字真壁163	〃	朝 日 伊 市	
〃 〃 大字飯塚75の1	〃	鈴 木 喜 一 郎	
〃 〃 〃 107	〃	斉 藤 勝 太 郎	



真壁郡真壁町大字塙世1042	理 事	山 中 虎之助	
" " " 1009	"	富 田 多 門	
" " " 951	"	田 崎 安一郎	
" " 大字源法寺845	"	稲 生 操	
" " " 432	"	橋 本 利 雄	
" " " 693の2	"	沼 口 巖	
" " 大字伊佐々165の1	"	池 田 虎 市	
" " 大字伊佐々38	"	栗 山 三 郎	
" " 大字源法寺376の2	監 事	橋 本 一 郎	総 括 監 事
" " " 399	"	榎 戸 徳治郎	
" " 大字飯塚57	"	土 野 作 治	
" " 大字塙世1016	"	酒 寄 醇 一	
" " 大字伊佐々80	"	田 崎 岩 男	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
真壁郡真壁町大字長岡375	理 事	林 清 吉	理 事 長
" " 大字飯塚32	"	猪 尾 善 一	副 理 事 長
" " 大字東山田1526	"	常 盤 喜 一	"
" " 大字源法寺417	"	沼 口 三 郎	
" " 大字椎尾395	"	吉 田 巖	
" " 大字伊佐々124の1	"	細 谷 藤 治	
" " 大字東山田1410	"	小 関 武 三	
" " 大字塙世1009	"	富 田 多 門	
" " 大字真壁163	"	朝 日 伊 市	
" " 大字塙世975	"	塚原 惣右衛門	
" " " 951	"	田 崎 安一郎	
" " 大字飯塚30の3	"	塚 本 一 男	
" " 大字伊佐々165の1	"	池 田 虎 市	
" " 大字源法寺432	"	橋 本 利 雄	
" " " 693の2	"	沼 口 巖	
" " " 845	"	稲 生 操	
" " 大字東山田1508	"	山 中 聖 敏	
" " " 1484	"	谷 島 盈 寿	
" " " 1542	"	千 徳 久一郎	
" " " 1556	"	川 津 正 美	
" " 大字椎尾728	"	袖 山 清	
" " " 1356	"	笠 倉 只一郎	
" " 大字飯塚57	監 事	上 野 作 治	総 括 監 事
" " 大字伊佐々100	"	木 村 耕 造	
" " 大字東山田1598	"	富 田 弘	

## (鹿島臨海工業地帯開発組合)

## 鹿島臨海工業地帯開発組合告示第12号

昭和46年度補正予算の要項は次のとおりである。

昭和46年8月9日

鹿島臨海工業地帯開発組合

管理者 岩上二郎

## 昭和46年度鹿島臨海工業地帯開発組合補正予算(第2号)

昭和46年度鹿島臨海工業地帯開発組合補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ77,639千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,397,674千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		千円 125,277	千円 77,639	千円 202,916
	1 繰越金	125,277	77,639	202,916
歳入合計		4,320,035	77,639	4,397,674

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 256,280	千円 743	千円 257,023
	1 総務管理費	255,848	743	256,591
3 事業費		3,210,490	76,896	3,287,386
	1 用地買収費	362,635	69,314	431,949
	3 用地取得費 対策費	100,190	7,582	107,772
歳出合計		4,320,035	77,639	4,397,674

## 公 告

### ●米飯提供業者の登録

食糧管理法施行規則 (昭和22年農林省令第103号) 第35条の4第1項の規定により、次の者を米飯提供業者として登録した。

昭和46年8月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

「次の者」は省略し、茨城県農林水産部農業経済課及び県北、鹿行、県南農林事務所において縦覧に供する。

### ●小売販売業者甲及びとう精業者の臨時登録

食糧管理法施行規則 (昭和22年農林省令第103号) 第22条の2及び第35条の規定により次の者を小売販売業者甲及びとう精業者として登録した。

昭和46年8月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

「次の者」は省略し、茨城県農林水産部農業経済課及び県北農林事務所において縦覧に供する。

### ●開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和46年7月22日に完了したことを公告する。

昭和46年8月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 工事を完了した施行地区に含まれる地域の名称  
水戸市東野町字北割49番の1, 49番の6, 49番の7, 49番の8, 49番の9, 49番の10
- 2 事業主の住所及び氏名  
水戸市裡七丁目1123  
宗 田 収 弘

### ●開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和46年7月27日に完了したことを公告する。

昭和46年8月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 工事を完了した施行地区に含まれる地域の名称  
筑波郡谷和原村大字筒戸字沼19番の2, 18番の2  
" " " 字馬場1111番の1

2 事業主の住所及び氏名

東京都江戸川区平井4丁目2025番

丸井加工株式会社

取締役社長 今 井 博之進

**辞 令**

発 令 通 知 (昭和46年8月1日付) 茨 城 県

配 置 換 等

新	現	職	氏	名
農 林 水 産 部 次 長	参事 (農林水産部付)	事務吏員	渡 辺 弘 文	
技監兼土木部河川課長	土 木 部 河 川 課 長	技術吏員	畠 山 利 昭	
土木部道路建設課長	(建設大臣官房政策 企画官)	同	三 野 栄 三 郎	
那珂湊保健所長	大子保健所長	同	大 沢 進	

解事務取扱, 兼務

	現	職	氏	名
土木部道路建設課長 事務取扱を解く	土 木 部 長	技術吏員	小 笠 原 弘	
兼ねて大子保健所長	大 宮 保 健 所 長	同	生 天 目 多 賀 子	

勸奨退職 (昭和46年7月31日付)

	現	職	氏	名
	農 林 水 産 部 技 佐 (教 育 普 及 課 付) 兼 専 門 技 術 員	技術吏員	片 岡 操 吉	

退職 (昭和46年7月31日付)

	現	職	氏	名
	那 珂 湊 保 健 所 長	技術吏員	武 藤 哲 夫	

**正 誤**

昭和46年7月8日付茨城県報号外中, 下記のとおり誤りがあつたので訂正する。

記

ページ	行	正	誤
7	19	特別警ら隊	特別域ら隊

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 3 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所